資料3

非正規教員の任用状況について

非正規教員の現状（実数ベース）

非正規教員は、その数及び教員総数に占める割合とも近年増加傾向
【H17：8.4万人(12.3%) → **H23：11.2万人（16.0%）**】
うち非常勤講師：約5万人(※7.2%)、臨時的任用教員：約6.2万人(8.8%)】
※非常勤講師の数は、5月1日に勤務している実数

公立小・中学校の正規教員と非正規教員の推移（Ｈ１７～Ｈ２３）

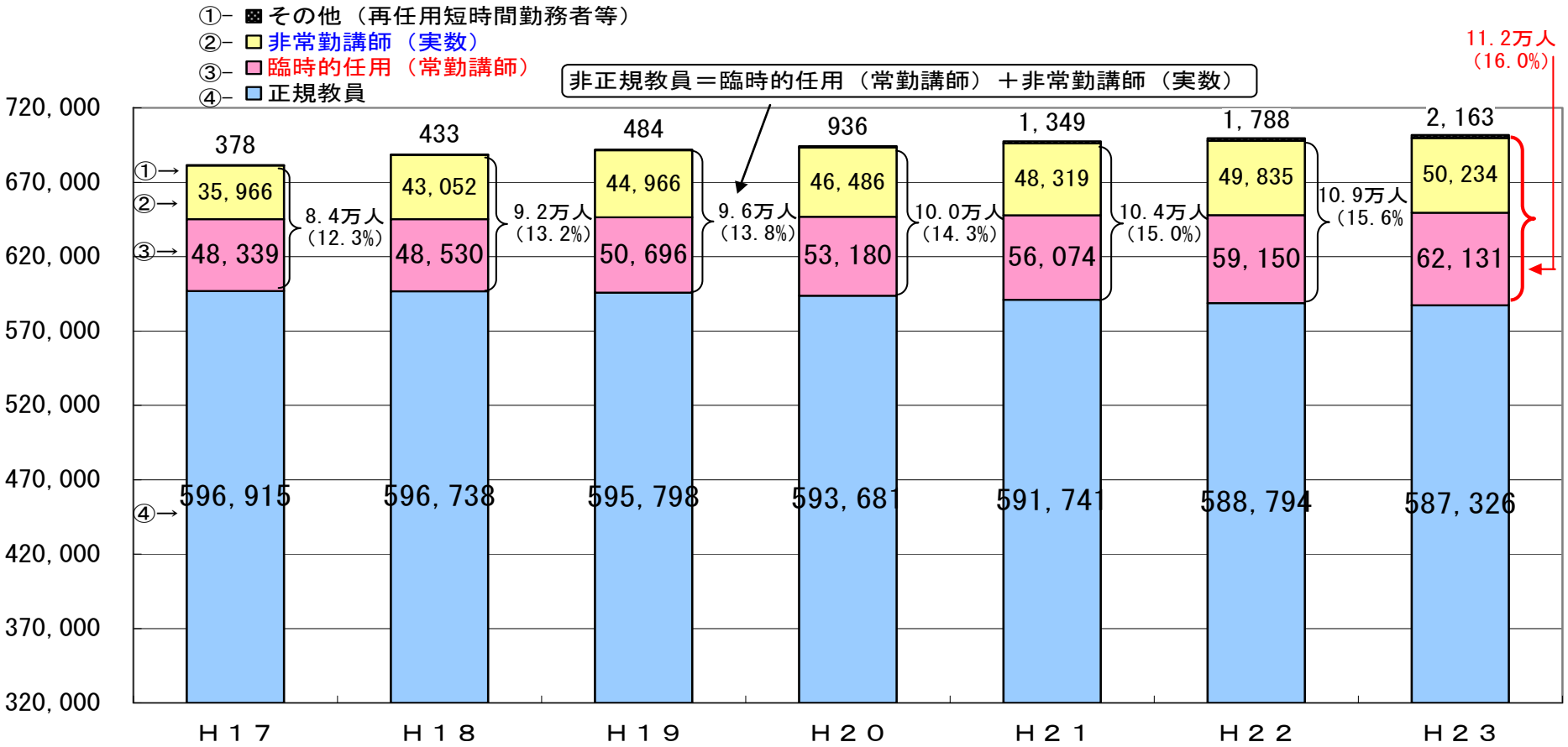

（初等中等教育局財務課調べ）

※各年度５月1日現在の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の数
※市町村費で任用されている教員を含む。
※産休代替者及び育児休業代替者を含む。

非正規教員の現状（定数ベース）

定数ベース（※）では、定数に占める非正規教員は、**8.2%**
（このうち、非常勤講師１．２％ 、臨時的任用教員７．０％）

区分		正規教員	非正規教員			合計
			臨時	非常勤	小計	
実数ベース	H23	84.0%	8.8%	7.2%	16.0%	100.0%

※「実数ベース」を標準法に定める「定数ベース」に置き換え

【臨時的任用教員】
○法定数に含まない産・育休代替等を除外。
【非常勤講師】
○地方独自措置を除外（定数の２％程度）
○非常勤講師を勤務時間で常勤相当数(週40h)に換算

定数ベース	H23（対H17）	93.1%（▲1.7%）	7.0%（+1.4%）	1.2%（+0.1%）	8.2%（+1.6%）	101.3%（▲0.2%）
	H17(参考)	94.8%	5.6%	1.1%	6.6%	101.5%

※合計の割合は、義務標準法に定める定数を100%としているため、数値はこれを超えた措置を反映したものになっている。

注)上記の正規教員には、再任用教員（常勤・短時間）が含まれている。

公立小・中学校の臨時的任用教員数の推移

臨時的任用教員の数については、産休・育休者の代替者（定数外）、**その他の臨時的任用教員ともに増加傾向**。

公立小・中学校の臨時的任用教員数の推移

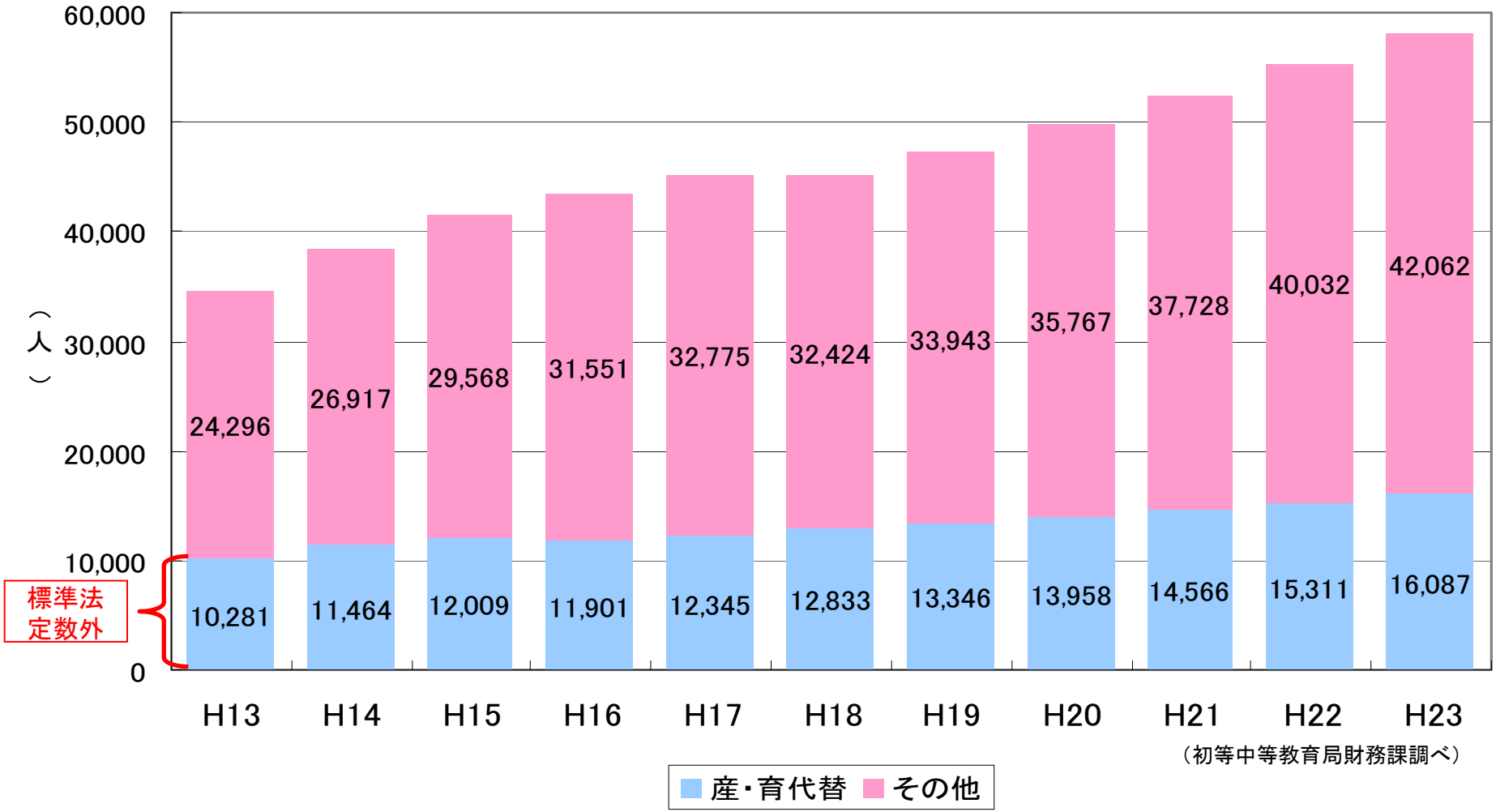

（初等中等教育局財務課調べ）

注)上記の臨時的任用教員数には、養護教諭や栄養教諭が含まれていない。

公立小・中学校の教員定数に占める臨時的任用教員の割合

○教員定数の標準に占める臨時任用教員の割合は、**全国平均で7%**。
○県別に見ると、臨時的任用教員の割合には、**ばらつき**があり、**過度に臨時的任用教員の割合が高い県も見られる。**

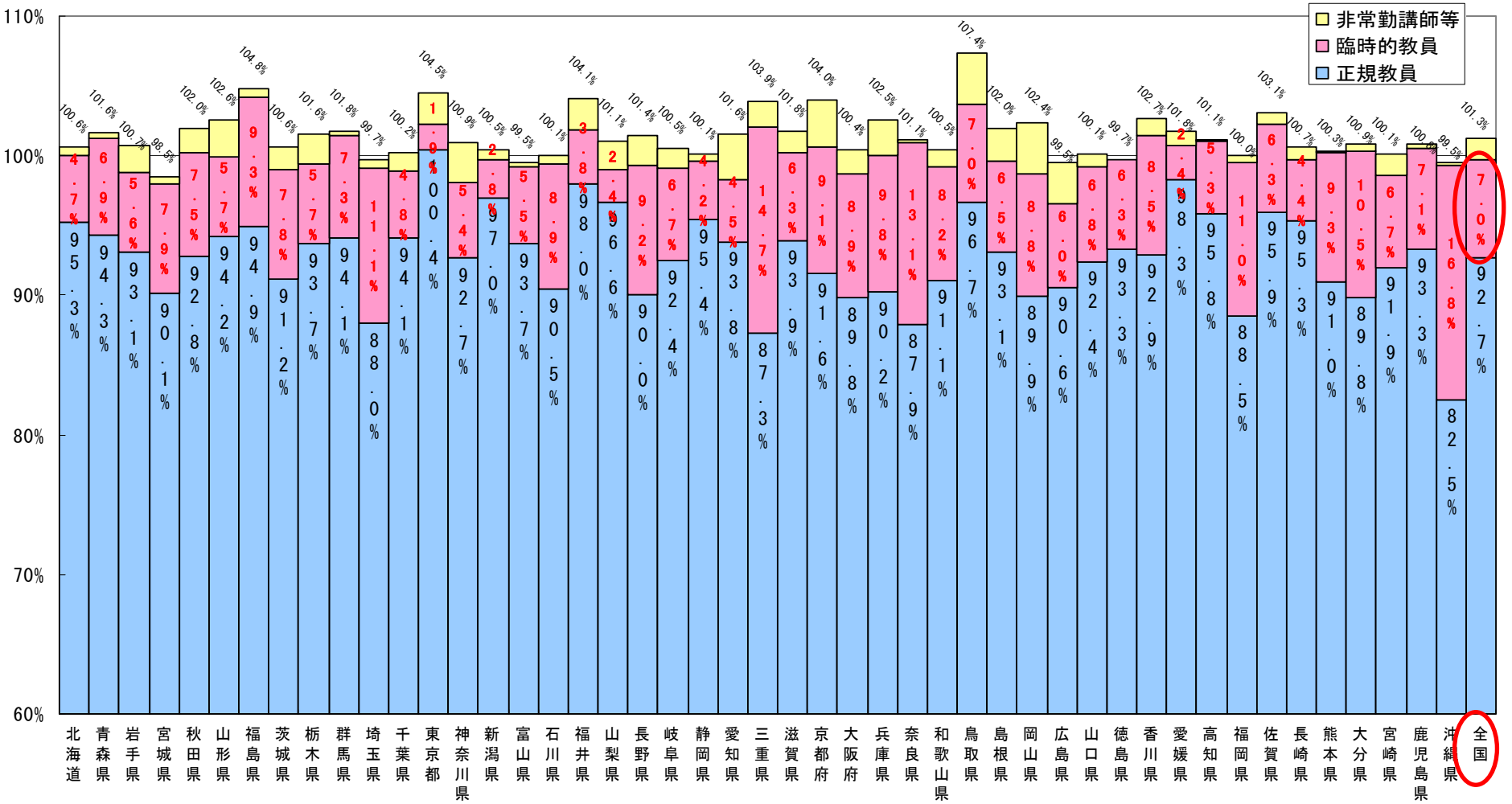

（初等中等教育局財務課調べ）

注　上記の臨時的任用教員数には、養護教諭や栄養教諭が含まれていない。また、正規教員には再任用短時間勤務教員が含まれていない。

現状の総括①

○非正規教員は、その数及び教員総数に占める割合とも近年増加傾向

（実数ベース）

区　分		平成17年度	平成23年度
非　常　勤　講　師	人数	3.6万人	5.0万人
	割合	5.2%	7.2%
臨時的任用教員	人数	4.8万人	6.2万人
	割合	7.1%	8.8%
非正規教員　計	人数	8.4万人	11.2万人
	割合	12.3%	16.0%

○ただし、非常勤講師は、時間換算（週40h）したり、標準定数を超える地方独自措置分を除くと、その割合は1%程度。（H17：1.1% → H23：1.2%）

○臨時的任用教員は顕著な増加傾向。その要因は、各県で教員の年齢構成平準化などによる採用調整が行われていることや、平成18年度以降、国の定数改善計画がないこと。また、地方公務員についての定員削減計画（H18～H22の5年間にわたる「集中改革プラン」）などが考えられる。

○非正規教員の採用実績は、各都道府県により大きくばらつきが見られる。

現状の総括②

正規の教員採用選考を経ず、体系的な研修を受けていない非正規教員の割合が過度に大きくなることは、学校運営面や教育内容の質の維持・向上の面で問題であり、特に増加が顕著な臨時的任用教員の増加抑制等を講じることが必要。

実態の公表

○非正規教員の配置の実態等について、会議等で積極的に公表するとともに、これらの割合が過度に高い県に対して、改善を促すことが必要。

計画的な定数改善

○都道府県が長期的な見通しを持った計画的な採用・人事配置を行いやすくするため、国において計画的な教職員定数の改善を行うことを検討。